平成２６年（フ）第１９１号
千葉県柏市豊四季265番地１　増田ハイツ103号
破産者　藤澤　寿子
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１３６１３号
東京都江東区東砂６丁目９番８号
破産者　株式会社丸惣
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９３７号
大阪市平野区平野上町２丁目10番５号２Ｆ
破産者　株式会社アステ
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３０２号
大阪市中央区島之内１丁目19番21号
破産者　株式会社アインシュリット
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４５９号
大阪市淀川区西宮原１丁目３番56号イー・バイ・ユー新大阪201号室
破産者　太陽エステート株式会社
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５５９号
大阪府吹田市南吹田５丁目37番35―209号
破産者　株式会社ア・マナビー
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９７１号
大阪府八尾市本町５丁目４番１号　シティ八尾301号室、商業登記簿上の本店所在地大阪府八尾市水越８丁目28番地の６
破産者　有限会社タツキ
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８０１号
北九州市若松区大字頓田2650
破産者　株式会社ＣＲＥＷ
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１４７号
青森県弘前市大字豊田１丁目１番地10
破産者　柳田まり子
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第４２２号
新潟市西区赤塚4421番地
破産者　渡邉　和久
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４１８号
大阪府富田林市寺池台４―２　第329号棟104号室、開始決定時大阪府富田林市高辺台１丁目２番23号
破産者　髙島　　明
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９７４号
大阪府池田市栄本町７番９号
破産者　長谷川俊一
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５６０号
大阪市福島区玉川４丁目５番22号　メルヴェイユ玉川701号
破産者　下田　　学
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５７１号
大阪市中央区松屋町３―15―405号、開始決定時の住所大阪市中央区松屋町２番10―1105号
破産者　岡田　隆行
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６９６号
大阪市西区立売堀６丁目７番31―1106号、前住所大阪府東大阪市南鴻池町２丁目７番６号
破産者　深川　照子
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２６２号
大阪府豊中市永楽荘２丁目４番16―103号
破産者　三戸　恒平
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７８９号
大阪市東淀川区大桐３丁目21番２号　クリーク大桐406号
破産者　山本　尚貴
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部